明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

官報

（号　外）

独立行政法人国立印刷局

目　次

〔官庁報告〕

国家試験

第六十六回診療放射線技師国家試験の施行（厚生労働省）　一

診療放射線技師試験委員の公告（同）　二

第六十回臨床検査技師国家試験の施行（同）　二

臨床検査技師試験委員の公告（同）　四

第四十九回理学療法士国家試験の施行（同）　四

第四十九回作業療法士国家試験の施行（同）　五

理学療法士作業療法士試験委員の公告（同）　六

第四十四回視能訓練士国家試験の施行（同）　六

視能訓練士試験委員の公告（同）　八

第二十七回臨床工学技士国家試験の施行（同）　八

臨床工学技士試験委員の公告（同）　九

第二十七回義肢装具士国家試験の施行（同）　九

義肢装具士試験委員の公告（同）　十

第二十三回歯科衛生士国家試験の施行（同）　十

歯科衛生士試験委員の公告（同）　十一

第二十二回あん摩マッサージ指圧師国家試験の施行（同）　十一

あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師国家試験委員の公告（同）　十二

第二十二回はり師国家試験の施行（同）　十三

第二十二回きゅう師国家試験の施行（同）　十三

第二十二回柔道整復師国家試験の施行（同）　十四

柔道整復師試験委員の公告（同）　十四

第十六回言語聴覚士国家試験の施行（同）　十四

言語聴覚士試験委員の公告（同）　十六

第二十七回救急救命士国家試験の施行（同）　十六

救急救命士試験委員の公告（同）　十七

〔公　告〕

諸事項

裁判所　破産、免責関係　十七

特殊法人等　公文書等の管理に関する独立行政法人森林総合研究所、東日本高速道路株式会社工事一部完了、中日本高速道路株式会社工事完了、プログラムの著作物に係る登録関係　十七

地方公共団体　行旅死亡人関係　十八

会社その他　十八

会社決算公告　十八

官庁報告

国家試験

第66回診療放射線技師国家試験の施行

診療放射線技師法（昭和26年法律第226号。以下「法」という。）第18条の規定により、第66回診療放射線技師国家試験を次のとおり施行する。

平成25年9月2日

厚生労働大臣　田村　憲久

1　試験期日　平成26年2月20日（木曜日）

2　試験地　北海道、宮城県、東京都、愛知県、大阪府、広島県、香川県及び福岡県

ただし、行政事務の簡素合理化及び整理に関する法律（昭和58年法律第83号。以下「58年改正法」という。）による改正前の診療放射線技師及び診療エックス線技師法（昭和26年法律第226号。以下「旧法」という。）に定める診療エックス線技師試験（以下「診療エックス線技師試験」という。）又は法附則第7項の規定による試験（以下「特例試験」という。）に合格した者であって、受験願書にその旨を記載し、試験科目の免除を受けて診療放射線技師国家試験を受けようとする者については、東京都に限る。

3　試験科目　基礎医学大要、放射線生物学（放射線衛生学を含む。）、放射線物理学、放射化学、医用工学、診療画像機器学、エックス線撮影技術学、診療画像検査学、画像工学、医用画像情報学、放射線計測学、核医学検査技術学、放射線治療技術学及び放射線安全管理学

ただし、2のただし書に該当する者については、次の科目を免除する。

基礎医学大要、放射線物理学、医用工学、エックス線撮影技術学、画像工学、放射線計測学及び放射線安全管理学

4　受験資格

(1)　学校教育法（昭和22年法律第26号）第90条第1項の規定により大学に入学することができる者（法第20条第1号の規定により文部科学大臣の指定した学校が大学である場合において、当該大学が学校教育法第90条第2項の規定により当該大学に入学させた者又は法附則第11項の規定により学校教育法第90条第1項の規定により大学に入学することができる者とみなされる者を含む。）で、文部科学大臣が指定した学校又は厚生労働大臣が指定した診療放射線技師養成所において、3年以上診療放射線技師として必要な知識及び技能の修習を終えたもの（平成26年3月20日（木曜日）までに修業し、又は卒業する見込みの者を含む。）

(2)　外国の診療放射線技術に関する学校若しくは養成所を卒業し、又は外国で法第3条の規定による免許に相当する免許を受けた者で、厚生労働大臣が(1)に掲げる者と同等以上の学力及び技能を有すると認めたもの

(3)　58年改正法の施行の際（昭和59年10月1日）現に診療エックス線技師又は診療エックス線技師試験を受けることができた者であって、旧法第20条に規定する文部大臣が指定した学校又は厚生大臣が指定した診療放射線技師養成所において、1年以上、診療放射線技師として必要な知識及び技能の修習を終えたもの（58年改正法の施行の際現に修習中の者であって、同法施行後にその修習を終えた者を含む。）

5　受験手続

(1)　試験を受けようとする者は、次の書類等を提出すること。

ア　すべての受験者が提出する書類等

(ア)　受験願書　診療放射線技師法施行規則（昭和26年厚生省令第33号）第3号書式により作成するとともに、受験願書に記載する氏名は、戸籍（中長期在留者については在留カード又は住民票、特別永住者については特別永住者証明書又は住民票、短期在留者については旅券その他の身分を証する書類）に記載されている文字を使用すること。

なお、2のただし書に該当する者にあっては、診療エックス線技師試験（特例試験を含む。以下同じ。）に合格している旨を、受験願書の受験地の下に記載すること。

(イ)　写真　出願前6月以内に脱帽正面で撮影した縦6センチメートル、横4センチメートルのもので、その裏面に撮影年月日及び氏名を記載し、厚生労働省又は診療放射線技師国家試験臨時事務所において交付する受験写真用台紙にはり付けた上、同台紙に所定の事項を記載して提出すること。